

廿日市市自転車用ヘルメット 着用促進奨励金

道路交通法改正により、令和5年4月から自転車乗車中のヘルメット着用が努力義務化されました。
大切ないのちを守るために、自転車乗車時にはヘルメットを着用しましょう！

令和8年4月から
対象となります。



1 交付対象者	①本市に住民票を有している方 ②市内学校に在学又は市内事業所に勤務し、通学・通勤時に廿日市市内で自転車を利用している市外在住の方
2 奨励金額	購入費の1/2以内の金額で上限3,000円（100円未満切り捨て）
3 申請期間	令和8年4月1日(水)から令和9年2月26日(金)まで ※予算に達し次第、奨励金制度は終了します。

4 申請方法

【LINEでの場合】

申請用 QR コード

① QRコードを読み込む

※事前に「廿日市市」と

友だちになる必要があります。

② LINEで質問に答えて申請

※LINE Pay 公的個人認証サービスを利用した、

マイナンバーカードでの本人確認を行います。

③ セブンイレブンのATMで奨励金の受取



【書類での場合】

申請書と必要書類を揃えて、市役所人権・市民生活課または各支所窓口へ提出してください。

5 対象となるヘルメット

～ヘルメット購入前に必ずご確認ください～

① 申請日から起算して1年以内に購入した新品

※市外の店舗及びインターネットで購入したのも可

② SGマーク等の安全基準に適合したもの

③ 他の補助金等の対象になっていないもの

※クーポンまたはポイント等を使用した場合は、その金額を購入費から除く

【参考】安全基準マーク

SG	JCF	CE	GS	CPSC

必要書類 ※LINEでの申請の場合は、写真を撮って送信していただきます。

① 安全基準がわかるもの（ヘルメットの安全基準マークの写真、取扱説明書など）

② 領収証またはレシート（購入日・金額・品名・購入先がわかるもの）

【市外在住の方】身分証明書の写し及び在学・通勤の事実が確認できるもの（学生・職員証、在学・勤務証明書等）

【書類での場合】口座振替依頼書※市に口座登録がない場合に必要です。

【お問い合わせ先】

廿日市市役所 人権・市民生活課市民生活係 TEL. 0829-30-9147

〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号

ホームページ QRコード▶

